

会社自ら、 社員の個人情報を社外へ持ち出し！

10月9日、竹本さんが会社を訴えている裁判で、大阪第二運輸所で管理者だった雨川、新田元助役が大阪地裁の法廷で証人として証言しました。法廷では、原告竹本さんの鋭い質問に対して、しどろもどろの答弁に追われました。



証言において、注目された問題の一つで、退職したお二人が作成した陳述書はいつどこで何をもとにして作成したのかということでした。

陳述書が作成された日付は、2人が管理者であった当時から約半年が経過した日付となっていますが、本人の記憶と言っても限界があります。

会社は、竹本さんに期末手当の減率適用（ボーナスカット）をした証拠を示すことになっていましたが、当時、二人が添乗して「注意指導」したとする陳述書の作成について、何と！2人は会社からもらった資料を見て作成したと証言しました。

雨川証人：

「（書いたのは）自宅です。」 「それは会社から頂きましたよ。」

新田証人：

「事象のメモ、東海道新幹線運転士基本動作集これを郵送していただきました。」
「（自宅でか）はい、そうです。」

これは、会社が禁止している「個人情報の社外への持ち出し」「情報管理の徹底」に違反する行為ではないでしょうか！会社はこの証言をどうするのか？事実でないとするなら2人は偽証罪を問われることになってしまうゾ！